平成２９年（フ）第３０２号
栃木県矢板市木幡738番地８　和光荘101号、前住所栃木県さくら市蒲須坂439番地　パストラーレＡ101
債務者　大山　　梢
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３０号
島根県邑智郡美郷町久保740番地７
破産者　株式会社児玉製粉製麺工場
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３９号
松江市浜乃木２丁目１番15―310号　福島ビル３―10号
破産者　加藤　二郎
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６４号
埼玉県所沢市岩岡町734番地の11
破産者　有限会社友野設備
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４５号
埼玉県所沢市大字久米1544番地の３　リーブス所沢２―103
破産者　光成　尚宏
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１８０号
名古屋市中区新栄１丁目41番８号　ＭＫビル301号
破産者　折戸　直之
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５号
三重県伊勢市藤里町232番地15　藤里マンションＤ号室
破産者　平川　元子（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町１丁目５番24号
破産者　株式会社細川好弘広告
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
北海道函館市松風町３番14号
破産者　株式会社ニュールック
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
千葉県山武市成東752番地６　ジュネス126　201号
破産者　田内　卓也
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
静岡県湖西市鷲津3066番地ヴィラ・ウィンディア202竹内和宏方、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市西区入野町647番地の１
破産者　有限会社ケイ・プランニング
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第１２８号
千葉県船橋市若松２丁目４番10棟213号
破産者　玉岡記世子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
千葉県柏市正連寺380番地　グループホーム柏の葉
破産者　高野　健治
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５号
千葉県柏市布施896番地の２
破産者　野口　力功
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目７番44号
破産者　藤代　健二
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２９号
千葉県我孫子市中峠台25番地の２（Ｂ―201号）　グランディールアン
破産者　倉持　　朗
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７１号
千葉県八街市八街ほ670番地12
破産者　鈴木　敏夫
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１９号
松江市西津田４丁目５番33号
破産者　有限会社日東用品
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３４号
京都市下京区若宮通六条下る若宮町547番地
破産者　株式会社小巻電設工業所
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市吉野町1058番地１
破産者　有限会社和田屋
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係